

平成29年度

第1回幕別町地域公共交通確保対策協議会議案

【書面会議】

会議次第

1 議案

- (1)報告第1号 幕別町コミュニティバス札内線の停留所変更について
- (2)議案第1号 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

報告第1号 幕別町コミュニティバス札内線「札内支所前」停留所の変更について

別紙のとおり。

【説明】

札内福祉センターの解体工事等に伴い、平成29年6月1日から平成30年9月30日までの期間、停留所が使用できなくなるため、札内コミュニティプラザの東側に停留所を変更する。

また、解体工事等終了後には、札内コミュニティプラザ西側に停留所を変更する予定。

議案第1号 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

別紙のとおり。

【説明】

報告第1号のとおり、「札内支所前」停留所の位置を変更することに伴い、地域内フィーダー系統確保維持計画を併せて変更し、帯広運輸支局を通じ、国土交通大臣に対して提出するもの。

札内線の運行キロ数が伸びることで、運行経費も増額となるが、国庫補助金上限額を既に超えているため、国庫補助金額の変更はない。

陸上交通様式第3（日本工業規格A列4番）

番 号
平成29年5月日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 幕別町地域公共交通確保対策協議会
会長 川瀬 俊彦
住 所 北海道中川郡幕別町本町130番地1

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

平成28年12月5日付け国総支第47号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

平成29年6月1日

○ 変更箇所

3. 地域公共交通確保維持計画により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（表1）
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及び負担額（表2）
14. 協議会開催の開催状況と主な議論の追記

○ 変更理由

札内線の停留所となっている「札内支所前」について、札内支所の解体工事等に伴い、平成29年6月1日から平成30年9月30日までの期間、使用不可能になるため経路変更をするもの。

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

地域内フィーダー系統確保維持計画

(策定年月日) 平成29年5月 日

(協議会名称) 幕別町地域公共交通確保対策協議会
会長 川瀬 俊彦

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

幕別町の公共交通機関は、JRが幕別～帯広間において、1日13往復運行されている。路線バスについては、十勝バス（株）が帯広陸別線、幕別線、南商あかしや線及び広尾線の4路線を運行しており、JR、路線バスとともに、通学や帯広市への通院、買い物等で利用される学生や高齢者にとって重要な交通機関となっている。また、スクールバスが町内で12路線運行されており、農村部に居住する小中学生の通学利用のほか、一般市民も混乗できることから、通院や高校生の通学等にも利用されている。

しかしながら、農村部ではスクールバス運行路線以外の地域や市街地内でも公共交通を利用できない公共交通空白地域が存在し、自家用車による移動が困難な高齢者や障がい者、運転免許証を持たない方などは、「移動」が制約され不便な生活を強いられることとなり、地域社会を維持していくためには大きな障壁となっていた。

このような状況から、今後の少子高齢化の進行による交通弱者の増加や、町内における公共交通空白地域の存在等を踏まえ、効率的で持続可能な公共交通の確保や、公共交通の利便性の向上を図ることを目的として、幕別本町・札内市街地におけるコミュニティバスの導入、農村部では駒島線と古舞線の予約型乗合タクシーの導入を行ったところである。

このため、地域公共交通確保維持改善事業により、幕別町内における生活交通手段を維持・確保し、地域住民の買い物や通院などの日常生活の移動確保や地域間幹線系統等との接続による広域的な移動支援などを図るために、住民の生活の足としての公共交通を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

（1）事業の目標

地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たり、以下の目標を設定する。

【目標①】幕別地区・札内地区におけるコミュニティバスの年間利用者数

平成29年度 幕別線 4,428人（1便あたり3.6人）、札内線 6,765人（1便あたり5.5人）

平成30年度 幕別線 4,655人（1便あたり3.8人）、札内線 7,350人（1便あたり6.0人）

平成31年度 幕別線 5,124人（1便あたり4.2人）、札内線 7,930人（1便あたり6.5人）

※参考 平成26年10月～平成27年9月実績

幕別線 3,502人（1便あたり2.9人）、札内線 6,757人（1便あたり5.5人）

【目標②】予約型乗合タクシー駒島線の年間利用者数

平成29年度 駒島線 554人（1便あたり1.5人）（246日）

平成30年度 駒島線 551人（1便あたり1.5人）（245日）

平成31年度 駒島線 549人（1便あたり1.5人）（244日）

※参考 平成27年4月～平成28年3月実績 利用者数 477人（1便あたり1.4人）

【目標③】予約型乗合タクシー古舞線の年間利用者数

平成29年度 古舞線 560人（1便あたり1.3人）（246日）

平成30年度 古舞線 557人（1便あたり1.3人）（245日）

平成31年度 古舞線 555人（1便あたり1.3人）（244日）

※参考 平成27年4月～平成28年3月実績 利用者数 387人（1便あたり1.3人）

(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・幕別町内における公共交通を維持することにより、高齢者等の交通弱者の買い物・通院等の生活に係る移動を確保することができる。 ・地域間幹線系統との接続により、広域的な移動を支援することができる。
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付。 なお、幕別町から運行事業者へ補助する補助金については、運行経費から国庫補助金を差し引いた差額分を補助することとしている。
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>【コミュニティバス（幕別線・札内線】十勝バス株式会社 【予約型乗合タクシー駒留線】エイシン運輸有限会社 【予約型乗合タクシー古舞線】北斗タクシー有限会社</p>
6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
※対象外
7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
※対象外
8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
※対象外
9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
幕別地区及び札内地区を運行するコミュニティバスについては、新規に運行を開始した路線であり、当該路線を運行するための車両を手当てすることができないため、新たにノンステップ車両を2台導入する必要があった。
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
平成29年度 0台、平成30年度 0台、平成31年度 0台
(2) 事業の効果
ノンステップバスの導入により、身体の不自由な方や高齢者、車いす利用者の利便性が向上するとともに、新たな車両の導入によるPR効果が期待され、利用者の増加につながると考えられる。
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6及び表7」を添付
13. 老朽更新の代替による不要の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用

した利用促進策)	
※対象外	
1 4. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 6 月 18 日（第 1 回） 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定についての協議 ・平成 27 年 9 月 11 日（第 2 回） コミュニティバスの運賃についての協議 ・平成 28 年 1 月 20 日（第 3 回） 地域公共交通確保対策維持改善事業に関する事業評価についての協議 ・平成 28 年 3 月 25 日（第 4 回） 平成 28 年度予算(案)についての協議 ・平成 28 年 5 月 10 日（第 1 回） コミュニティバス利用促進に係るニーズ調査手法についての協議 ・平成 28 年 6 月 24 日（第 2 回） 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定についての協議 ・平成 29 年 1 月 17 日（第 3 回） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価についての協議 幕別線のダイヤ改正等についての協議 ・平成 29 年 3 月 31 日（第 4 回） 平成 29 年度予算(案)についての協議 ・平成 29 年 5 月 日（第 1 回） 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更についての協議 	
1 5. 利用者等の意見の反映状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・協議会、分科会には各種団体等から利用者及び住民を代表する委員として参加いただき ており、協議会、分科会での議論を反映して計画を作成した。 	
1 6. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課
関係市区町村	幕別町副町長
交通事業者・交通施設管理者等	帯広開発建設部道路計画課、帯広建設管理部事業室地域調整課、帯広警察署交通課、十勝バス株式会社、北斗タクシー有限会社、エイシン運輸有限会社
地方運輸局	北海道運輸局帯広運輸支局
その他協議会が必要と認める者	幕別地区公区長代表、札内地区公区長代表、南幕別地区公区長代表、忠類地区公区長代表、幕別町商工会、幕別町社会福祉協議会、幕別町民生委員児童委員協議会、幕別町消費者協会、幕別町 PTA 連合会、幕別町老人クラブ連合会、幕別町障害者（児）団体連絡協議会、十勝地区交運労協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道中川郡幕別町本町 130 番地 1

(所 属) 幕別町住民福祉部防災環境課交通防犯係

(氏 名) 主任 山元 和馬

(電 話) 0155-54-6601

(e-mail) kotubosaikakari@town.makubetsu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	国庫補助金内 定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の別	基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件 (別表7のみ)
幕別町	十勝バス株式会社	幕別線1	732.0 千円	6,823.0千円	乗合バス型	①	十勝バスの運行する帯広陸別 線・幕別線との乗り継ぎを円滑化 するためバス停留所相互設 置(幕別駅)、ダイヤ設定、 乗り継ぎ割引の設定を行う。	③	
	十勝バス株式会社	幕別線2	494.0 千円		乗合バス型	①	十勝バスの運行する帯広陸別 線・幕別線との乗り継ぎを円滑化 するためバス停留所相互設 置(幕別駅)、ダイヤ設定、 乗り継ぎ割引の設定を行う。	③	
	十勝バス株式会社	札内線	4,474.0 千円		乗合バス型	①	帯広陸別線・幕別線・南商あ かしや線との乗り継ぎを円滑化 するためバス停留所相互設 置(幕別駅、札内、札内中学 校前)、ダイヤ設定、乗り継ぎ 割引の設定を行う。	③	
	エイシン運輸有限会社	(4)駒畠線	691.5千円		デマンド型	①	十勝バス帯広陸別線や JR根室本線に接続のた め幕別駅を乗降とする。	③	
	北斗タクシー有限会社	(5)古舞線	497.5千円		デマンド型	①	十勝バス帯広陸別線や JR根室本線に接続のた め幕別駅を乗降とする。	③	
合 計				6,823.0千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,515 千円	国庫補助 上限額 (千円)	4,515 千円			

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額 (千円)	国庫補助金内 定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の別	基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件 (別表7のみ)
幕別町	十勝バス株式会社	幕別線1	729.0 千円	6,996.5 千円		乗合バス型	①	十勝バスの運行する帯広陸別 線・幕別線との乗り継ぎを円 滑化するためバス停留所相互 設置(幕別駅)、ダイヤ設定、 乗り継ぎ割引の設定を行う。	③
	十勝バス株式会社	幕別線2	492.0 千円			乗合バス型	①	十勝バスの運行する帯広陸別 線・幕別線との乗り継ぎを円 滑化するためバス停留所相互 設置(幕別駅)、ダイヤ設定、 乗り継ぎ割引の設定を行う。	③
	十勝バス株式会社	札内線	4,583.5 千円			乗合バス型	①	帯広陸別線・幕別線・南商あ かしや線との乗り継ぎを円滑 化するためバス停留所相互設 置(幕別駅、札内、札内中学 校前)、ダイヤ設定、乗り継ぎ 割引の設定を行う。	③
	エイシン運輸有限会社	(4)駒留線	695.0 千円			デマンド型	①	十勝バス帯広陸別線や JR根室本線に接続のた め幕別駅を乗降とする。	③
	北斗タクシー有限会社	(5)古舞線	497.5 千円			デマンド型	①	十勝バス帯広陸別線や JR根室本線に接続のた め幕別駅を乗降とする。	③
合 計				6,996.5千円					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,515 千円	国庫補助 上限額 (千円)		4,515 千円		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1／2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

報告第1号 別紙資料

